

○国土交通省令第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第十七条の四第二項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

(水バラスト記録簿)
第十二条の十四の十六 法第十七条の四第二項の有害水バラストの排出
その他水バラストの取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の水バラスト記録簿への記載は、同表の上欄に掲げる有害水バラストの排出その他水バラストの取扱いに関する作業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項につき行うものとする。

有害水バラストの排出その他水バラストの取扱いに関する作業

事項

一 水域からの水バラストの積込み(第六号に掲げるものを除く。)

- 1 開始時刻及び位置(港の名称又は緯度及び経度)
- 2 完了時刻及び位置(港の名称又は緯度及び経度並びに当該水域の最小水深)
- 3 水バラストを積み込んだタンクその他影響を受けたタンクの識別記号
- 4 積み込んだ水バラストの概量及び作業後の水バラストの総量
- 5 有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別
- 6 水バラストの処理方法
- 7 作業を担当した船舶職員の署名

改正前

(水バラスト記録簿)
第十二条の十四の十六 法第十七条の四第二項の有害水バラストの排出
その他水バラストの取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の水バラスト記録簿への記載は、同表の上欄に掲げる有害水バラストの排出その他水バラストの取扱いに関する作業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項につき行うものとする。

有害水バラストの排出その他水バラストの取扱いに関する作業

事項

一 船舶への水バラストの積込み(第五号に掲げるものを除く。)

- 1 積込みの日時
 - 2 積込みを行った港の名称又は施設の位置(緯度及び経度による。及び水深(港外の場合に限る。))
 - 3 積み込んだ水バラストの概量
 - 4 作業を行った船舶職員の署名
- 二 船舶における水バラストの循環又は処理
- 1 循環又は処理の日時
 - 2 循環し、又は処理した水バラストの概量
 - 3 循環又は処理が有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別
 - 4 作業を行った船舶職員の署名

<p>二 水域への水バラストの排出（第六号に掲げるものを除く。）</p>	<p>1 開始時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）</p> <p>2 完了時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度並びに当該水域の最小水深）</p> <p>3 水バラストを排出したタンクその他の影響を受けたタンクの識別記号</p> <p>4 排出した水バラストの概量及び作業後の水バラストの総量</p> <p>5 有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別</p> <p>6 水バラストの処理方法</p> <p>7 作業を担当した船舶職員の署名</p>	<p>三 水バラストの交換</p>	<p>1 開始時刻及び位置（緯度及び経度）</p> <p>2 完了時刻及び位置（緯度及び経度）</p> <p>3 水バラストを交換した水域から最も近い陸地までの最短距離及び当該水域における最小水深（第十二条の十四の三第二項第一号に掲げる水域で交換をした場合にあつては、当該水域の名称）</p> <p>4 有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別及び交換の方式</p>		
<p>三 水域への水バラストの排出（第五号に掲げるものを除く。）</p>	<p>1 排出の日時</p> <p>2 排出を行った港の名称又は施設の位置（緯度及び経度による。）</p> <p>3 排出した水バラストの概量及び残留量</p> <p>4 排出が有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別</p> <p>5 作業を行った船舶職員の署名</p>	<p>四 受入施設への水バラストの処分</p>	<p>1 積込み及び処分の日時</p> <p>2 積込みを行った港の名称又は施設の位置</p> <p>3 処分を行った港の名称又は受入施設の名称及び位置</p> <p>4 積込み、又は処分した水バラストの概量</p> <p>5 処分の状況及び理由</p> <p>6 処分が有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別</p> <p>7 作業を行った船舶職員の署名</p>	<p>五 事故その他の理由による例外的な船舶への水バラストの積込み又は水域への排出</p>	<p>1 積込み又は排出の日時</p> <p>2 積込み又は排出を行った港の名称又は船舶の位置</p> <p>3 積込み、又は排出した水バラストの概量</p> <p>4 積込み及び排出の状況及び理由</p>

<p>五 港湾施設若しくは受入施設からの水バラストの積込み又は港湾施設若しくは受入施設への水バラストの処分</p>	<p>四 水バラストの内部循環処理又はタンク内処理</p>	
<p>1 開始時刻及び位置（施設の名称） 2 完了時刻 3 積込み又は処分の別 4 水バラストを積み込み、又は処分したタンクその他影響を受けたタンクの識別記号 5 積み込み、又は処分した水バラストの総量及び作業後の水バラスト</p>	<p>1 開始時刻 2 完了時刻 3 水バラストの内部循環処理又はタンク内処理をしたタンクその他影響を受けたタンクの識別記号（供給元のタンクと供給先のタンクがある場合はそれぞれの識別記号） 4 処理した水バラストの総量 5 水バラストの処理方法 6 作業を担当した船舶職員の署名</p>	<p>5 水バラストを交換したタンクその他影響を受けたタンクの識別記号 6 交換した水バラストの総量及び作業後の水バラストの総量 7 積み込んだ水バラストの処理方法 8 作業を担当した船舶職員の署名</p>
	<p>5 排出が有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別 6 作業を行った船舶職員の署名</p>	

	六 事故その他の理由による水バラストの流入又は流出その他例外的な積込み又は排出	七 有害水バラスト処理設備の故障又は動作不能に伴う作業
<p>トの総量</p> <p>6 有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別</p> <p>7 船上での水バラストの処理方法</p> <p>8 作業を担当した船舶職員の署名</p>	<p>1 開始時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）</p> <p>2 終了時刻</p> <p>3 流入、流出、積込み又は排出の別</p> <p>4 水バラストが流入し、若しくは流出し、又は水バラストを積み込み、若しくは排出したタンクその他影響を受けたタンクの識別記号</p> <p>5 流入し、流出し、積み込み、又は排出した水バラストの総量</p> <p>6 流入、流出、積込み又は排出の状況及び理由並びに実施した処理方法その他必要な事項</p> <p>7 作業を担当した船舶職員の署名</p>	<p>1 発生時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）</p> <p>2 積込み又は排出の別</p> <p>3 警報の種類、故障又は動作不能の状況の概要その他の故障又は動作不能に係る事案の説明</p> <p>4 復旧時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）</p>

<p>八 タンクの清掃若しくは洗浄又は堆積物の除去若しくは処分</p>	<p>1 開始時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度） 2 完了時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度） 3 作業を行ったタンクの識別記号 4 受入施設へ処分した場合にあつては、その総量及び施設の名称 5 有害水バラスト汚染防止措置手引書に従つて洗浄水又は堆積物を水域へ排出した場合にあつては、その総量、当該水域から最も近い陸地までの最短距離及び当該水域における最小水深 6 作業を担当した船舶職員の署名</p>	<p>5 是緯度及び経度） 作業を担当した船舶職員の署名</p>
-------------------------------------	--	--------------------------------------

(削る)

2|| 前項に規定する水バラスト記録簿への記載は、第一号の九の五様式によるものとする。

3|| 法第十七条の四第二項に規定する者は、第一項の表第五号上欄に掲げる作業が行われた場合は、その都度、当該作業に関する事実を証する書類を水バラスト記録簿に添付しなければならない。

2|| 前項の規定によるほか、有害水バラスト処理設備に故障その他の異常が発生した場合は、当該異常が発生した時刻及び原因並びに作動可能な状態になつた時刻を水バラスト記録簿に記載しなければならない。

3|| 前二項に規定する水バラスト記録簿への記載は、第一号の九の五様式によるものとする。

4|| 法第十七条の四第二項に規定する者は、第一項の表第四号上欄に掲げる作業が行われた場合は、その都度、当該作業に関する事実を証する書類を水バラスト記録簿に添付しなければならない。

第一号の九の五様式を次のように改める。

第1号の9の5様式(第12条の14の16関係)

(一)

<p>水バラスト記録簿 BALLAST WATER RECORD BOOK</p> <p>船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約 INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE CONTROL AND MANAGEMENT OF SHIPS' BALLAST WATER AND SEDIMENTS</p>	
船名 Name of Ship	_____
国際海事機関船舶識別記号 IMO number	_____
船舶番号又は信号符字 Distinctive numbers or letters	_____
総トン数 Gross tonnage	_____
旗国 Flag	_____
水バラスト容積(立方メートル) Total Ballast Water capacity (in cubic meters)	_____
国際水バラスト管理証書番号 Number of the International Ballast Water Management Certificate	_____
期間 Period	from _____ から _____ to _____ まで
<p>有害水バラスト汚染防止措置手引書に記載されているバラストタンク（水バラストを搭載することが可能な多目的タンク、スペース又は区画を含む。）の配置図は、この水バラスト記録簿と一体をなすものである。</p> <p>A diagram identifying the ballast tanks of the ships, corresponding to the ballast water management plan, including any multi-use tank, space or compartment designed to allow carriage of ballast water, is integral to and shall be a part of this ballast water record book.</p>	

(三)

備考

- 1 次の表に掲げる作業を行った場合に、その日付及び当該作業の内容を表す番号を記入するとともに、必要な詳細事項を「作業の記録及び担当職員の署名」の欄に記入すること。
- 2 国際海洋汚染等防止証書を受有する船舶については、日本語により記載するほか、英語、フランス語又はスペイン語により記載すること。
- 3 概量、総保有量、総量等の体積の記載は、立方メートルによること。

記録すべき作業の内容及びその番号

符号	番号	作業の内容
(A)		水域からの水バラストの積み込み（(E)に掲げるものを除く。）
	.1	開始時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）
	.2	完了時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度並びに当該水域の最小水深）
	.3	水バラストを積み込んだタンクその他影響を受けたタンクの識別記号
	.4	積み込んだ水バラストの概量及び作業後の水バラストの総量
	.5	有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別
(B)	.6	水バラストの処理方法
		水域への水バラストの排出（(E)に掲げるものを除く。）
	.1	開始時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）
	.2	完了時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度並びに当該水域の最小水深）
	.3	水バラストを排出したタンクその他影響を受けたタンクの識別記号
	.4	排出した水バラストの概量及び作業後の水バラストの総量
(C)	.5	有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別
	.6	水バラストの処理方法
		水バラストの交換又は 水バラストの内部循環処理若しくはタンク内処理
	1	水バラストの交換
	.1	開始時刻及び位置（緯度及び経度）

	.2	完了時刻及び位置（緯度及び経度）
	.3	水バラストを交換した水域から最も近い陸地までの最短距離及び当該水域における最小水深（B-4規則2の水域（注1）で交換をした場合にあっては、当該水域の名称）
	.4	有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別及び交換の方式がシークエンシャル方式、フロースルー方式又はダイリューション方式のいずれであるかの別（注2）
	.5	水バラストを交換したタンクその他影響を受けたタンクの識別記号
	.6	交換した水バラストの総量及び作業後の水バラストの総量
	.7	積み込んだ水バラストの処理方法
	2	水バラストの内部循環処理又はタンク内処理
	.1	開始時刻
	.2	完了時刻
	.3	水バラストの内部循環処理又はタンク内処理をしたタンクその他影響を受けたタンクの識別記号（供給元のタンクと供給先のタンクがある場合はそれぞれの識別記号）
	.4	処理した水バラストの総量
	.5	水バラストの処理方法
(D)		港湾施設若しくは受入施設からの水バラストの積み込み又は港湾施設若しくは受入施設への水バラストの処分
	.1	開始時刻及び位置（施設の名称）
	.2	完了時刻
	.3	積み込み又は処分の別
	.4	水バラストを積み込み、又は処分したタンクその他影響を受けたタンクの識別記号
	.5	積み込み、又は処分した水バラストの総量及び作業後の水バラストの総量
	.6	有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って行われたかどうかの別
	.7	船上での水バラストの処理方法
(E)		事故その他の理由による水バラストの流入又は流出その他例外的な積み込み又は排出
	.1	開始時刻及び位置（港の名称又は緯度及び経度）

	.2	終了時刻
	.3	流入、流出、積み込み又は排出の別
	.4	水バラストが流入し、若しくは流出し、又は水バラストを積み込み、若しくは排出したタンクその他影響を受けたタンクの識別記号
	.5	流入し、流出し、積み込み、又は排出した水バラストの総量
	.6	流入、流出、積み込み又は排出の状況及び理由並びに実施した処理方法その他必要な事項
(F)		有害水バラスト処理設備の故障又は動作不能に伴う作業(注3)
	.1	発生時刻及び位置(港の名称又は緯度及び経度)
	.2	積み込み又は排出の別
	.3	警報の種類、故障又は動作不能の状況の概要その他の故障又は動作不能に係る事案の説明
	.4	復旧時刻及び位置(港の名称又は緯度及び経度)
(G)		タンクの清掃若しくは洗浄又は堆積物の除去若しくは処分
	.1	開始時刻及び位置(港の名称又は緯度及び経度)
	.2	完了時刻及び位置(港の名称又は緯度及び経度)
	.3	作業を行ったタンクの識別記号
	.4	受入施設へ処分した場合にあっては、その総量及び施設の名称
	.5	有害水バラスト汚染防止措置手引書に従って洗浄水又は堆積物を水域へ排出した場合にあっては、その総量、当該水域から最も近い陸地までの最短距離及び当該水域における最小水深
(H)		追加的な作業手順

注1 B-4規則2の水域：海防法施行規則第12条の14の3第2項第1号ロに掲げる水域をいう。

注2 シークエンシャル方式：海防法施行規則第12条の14の3第2項第1号の表第1号下欄イ(1)に規定する方式をいう。
 フロースルー方式：海防法施行規則第12条の14の3第2項第1号の表第1号下欄イ(2)に規定する方法のうち、流す方式をいう。
 ダイリュージョン方式：海防法施行規則第12条の14の3第2項第1号の表第1号下欄イ(2)に規定する方法のうち、落とす方式をいう。

注3 「故障又は動作不能」には、正常に有害水バラストを処理できなくなっている可能性を示すような有害水バラスト処理設備の誤動作、停止又は警報を含む(定例的な情報及び警告を除く。)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第十七条の四第二項の規定による水バラスト記録簿への記載については、この省令による改正後の規定にかかわらず、令和七年一月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。